

原発事故損害賠償をめぐる状況

第二東京弁護士会 弁護士 小海 範 亮
(東日本大震災による原発事故被災者支援弁護士団)

1

1. ADR申立における最近の成果

(原子力損害賠償紛争解決センター申立)

➤実費損害の定額化、疎明の簡略化

【南相馬市小高区集団案件】1世帯3名で100万円など

→他の旧警戒区域案件においても「小高基準」として適用

➤居住用不動産賠償(和解案提示段階のものもあり)

【個別申立案件】再取得価格賠償の考えを一部取り入れる

➤被ばくの不安に対する慰謝料(和解案)

【飯舘村長泥地区集団案件】1人50万(妊婦・子100万)円

➤特定避難勧奨地点周辺住民に対する慰謝料(和解案)

【伊達市霊山町小国地区集団案件】月額7万円

2. ADR申立の限界と裁判の動き(1)

- 中間指針は最低限の基準であるが、センターの判断(増額)には限界があり、被害者の十分な満足は得られていない。
 - 自主的避難者等区域外避難者の慰謝料の増額は認められず
 - 旧緊急時避難準備区域などにおける賠償終期問題
 - 避難継続に特別な事情がある場合を除き、賠償打ち切り。
 - 地域コミュニティ喪失に伴う慰謝料は認められず
 - 避難により、地域のつながりや人間関係を失っているのに。
 - 避難慰謝料の大幅な増額は認められず
 - 1人月額10万円は、交通事故自賠責保険を参考にした額。
- ◎ センターの和解は、慰謝料に清算条項を付さないことが常態。

2. ADR申立の限界と裁判の動き(2)

- そのため、全国各地で訴訟提起の動きが活発化
 - 各地弁護士団では情報交換、今後の立証の連携
 - ただし、被害者に大きな負担が生じているのも事実

- よって紛争解決センターの独立化(立法)への期待
[現在]文科省管轄下かつ原賠審の付属機関



[立法]政府から独立した機関として設置すべき

◎独立化により、準司法的な作用を有するセンターは、より司法的基準(法、判例)に近づく判断が可能となる。

3. 東電のセンター和解案拒否問題(1)

- 現在、生じている大きな問題—東電の和解案拒否
 - 今までも、センターが被害者の実態に配慮した和解案を提示する度、東電は上申書を提出し受諾に難色を示してきた。

◎しかし、最近、この傾向が顕著。受諾拒否による和解決裂という事態が生じかねない状況である。

- 【飯舘村長泥地区集団案件】、【居住用不動産賠償案件】
受諾に強い抵抗の態度。審理の遅延を招く。
- 【避難指示区域内の東電社員の賠償請求案件】
社員に賠償金を支払わない方針に対して、ADR申立を行い、センターは支払うべき和解案を出すも受諾拒否。

3. 東電のセンター和解案拒否問題(2)

- 東電の和解案受諾拒否は、紛争解決センターの存在意義を喪失させかねない。
 - 和解決裂で、紛争は未解決のまま終了。
 - 被害者が苦労して主張してきた審理が無駄になる。
 - 仲介委員が心証に基づく和解案を提示できなくなる。
 - センターの国民に対する信頼が揺らぐ。
- そもそも東電は、和解案尊重義務を負っているはず。
 - 新・総合特別事業計画における「3つの誓い」
3つ目に「和解仲介案の尊重」を掲げている。

3. 東電のセンター和解案拒否問題(3)

◎まず、東電に和解案尊重義務を遵守させる働きかけ

◎さらに、センターに片面的裁定機能を付与する立法が必要

→日弁連平成26年1月24日付会長声明。

→被害者は裁定(和解案)に拘束されないが、東電は和解案を受諾しなければならないという制度の立法化。

→東電と被害者個人との間には大きな力の差がある。

被害者保護という原賠法の目的を達成するために必要。

終わり

ありがとうございました。